

平成28年度 第2回

福岡市水産物部市場取引委員会

【日時】 平成28年12月6日（火） 10時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

福岡市水産物部市場取引委員会委員名簿・臨時委員名簿 …………… 1

3. 報 告

報告事項1

「卸売市場法施行規則」の一部改正に伴う本市の対応について …………… 3

< 参考資料（別添） >

第1回福岡市水産物部市場取引委員会資料

報告事項1 「第10次卸売市場整備基本方針」について …………… 別添1

報告事項2 「卸売市場法施行規則」の一部改正等について …………… 別添2

（参考）・福岡市中央卸売市場業務条例一部改正のイメージ …………… 別添3

・各中央卸売市場の条例改正等の取組状況（33都市） …… 別添4

4. 閉 会

平成28年12月6日

福岡市水産物部市場取引委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

委員種別	役職	氏名	役職
卸売業者	委員長	川端 淳	(株)福岡魚市場 代表取締役社長
	副委員長	青柳 清一郎	福岡中央魚市場(株) 代表取締役社長
卸売業者	委員	白木 隆一	(株)福岡魚市場 専務取締役
	委員	石金 清	福岡中央魚市場(株) 常務取締役
仲卸業者(地元)	委員	安部 泰宏	福岡市鮮魚仲卸協同組合 理事長
仲卸業者(出荷)	委員	田中 道孝	福岡魚類出荷仲卸組合 組合長
売買参加者	委員	稲益 重樹	福岡水産物商業協同組合 理事長
関連事業者(第1種)	委員	江口 史生	福岡市中央卸売市場鮮魚市場 第一種関連事業組合 組合長
関連事業者(精算会社)	委員	櫻木 正三	福岡水産物取引精算(株) 代表取締役社長
生産者	委員	細江 四男美	福岡市漁業協同組合 理事
	委員	城島 正彦	日本遠洋旋網漁業協同組合 専務理事

福岡市水産物部市場取引委員会 臨時委員名簿

(敬称略・順不同)

委員種別	役職	氏名	役職
仲卸業者(地元)	臨時委員	西尾 健一	福岡市鮮魚仲卸協同組合 副理事長
仲卸業者(出荷)	臨時委員	豊増 重利	福岡魚類出荷仲卸組合 副組合長
売買参加者	臨時委員	鎌田 吉郎	福岡鮮魚共栄協同組合 理事長
生産者	臨時委員	島田 澄夫	福岡市漁業協同組合 理事

【参考 1】 福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

第 7 章 市場取引委員会

（取扱品目の部類ごとの市場取引委員会の設置等）

第 89 条の 3 条例第 91 条の 2 に定める福岡市中央卸売市場市場取引委員会のほか、市場における取扱品目の部類ごとの売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、福岡市青果部市場取引委員会（以下「青果部委員会」という。）、福岡市水産物部市場取引委員会（以下「水産物部委員会」という。）及び福岡市食肉部市場取引委員会（以下「食肉部委員会」という。）を置く。
2 （略）

～ 第 89 条の 4 から第 89 条の 5 まで省略 ～

（委員長及び副委員長の選任並びに権限）

第 89 条の 6 各市場取引委員会にそれぞれ委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、各市場取引委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集）

第 89 条の 7 委員長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があつた場合において、必要があると認めるときは、各市場取引委員会を招集するものとし、委員長がその議長となる。

～ 第 89 条の 8 から第 89 条の 9 まで省略 ～

【参考 2】 市場取引委員会運営要領（抜粋）

第 1 条 （略）

（組 織）

第 2 条 市場取引委員会の組織は、次のとおりとする。

名 称		定 員	委員会設置の根拠
福岡市中央卸売市場市場取引委員会 （以下「中央委員会」という。）		20 人 以内	条例第 91 条の 2
取扱品目の部類ごとの 市場取引委員会 （以下「各市場取引委 員会」という。）	福岡市青果部市場取引委員会 （以下「青果部委員会」という。）	12 人 以内	施行規則 第 89 条の 3
	福岡市水産物部市場取引委員会 （以下「水産物部委員会」という。）	13 人 以内	
	福岡市食肉部市場取引委員会 （以下「食肉部委員会」という。）	6 人 以内	

～ 第 3 条から第 5 条まで省略 ～

（臨時委員）

第 6 条 市場取引委員会が必要と認めるときは、市場関係者及びその他の利害関係者を会議に出席させ、意見を求めることができるものとする。

～ 第 7 条から第 9 条まで省略 ～

報告事項 1 卸売市場法施行規則の一部改正に伴う本市の対応について

1 本市の対応

(1) 条例改正について

- 輸出に係る第三者販売及び直荷引きを行うには、条例改正が必要である。
- 本市においても、国が輸出拠点化を推進しているこの機を逃さず、市場の活性化、産地の所得向上に向け、輸出の拠点化に取り組むため、条例改正を行う。
- 条例改正にあたり、業界の意見を参考にしながら、取引の承認にあたっての考え方の整理等、本市市場における輸出のあり方についての検討を行う。
- 卸売市場は国民へ生鮮食料品を供給することを目的としており、輸出は本来業務の範囲外であるため、過剰な輸出により国内向けの供給を損なうことのないよう取り扱う必要がある。

(2) 水産物部における承認に当たっての考え方

輸出に係る第三者販売及び直荷引きにおいて、養殖魚については、市場取引の秩序を乱すおそれがないと考えられるため、対象品目は、養殖魚に限定して承認を行うものとする。

なお、今後、対象品目を養殖魚に限定する要領などを定めることとし、定めるにあたっては、別途、市場関係者と協議を行って進めるものとする。

(3) 今後のスケジュール

8月17日 福岡市中央卸売市場市場取引委員会（第1回）

9月 1日 食肉部市場取引委員会

9月 6日 水産物部市場取引委員会（第1回）

9月15日 青果部市場取引委員会

12月 6日 水産物部市場取引委員会（第2回）

条例改正の方向性と、承認にあたっての考え方を示し、意見を聴取

福岡市中央卸売市場市場取引委員会（第2回）

各市場取引委員会からの報告、条例案の説明

福岡市中央卸売市場開設運営協議会

条例案の説明

議会に条例改正案を上程

※議決後、国の認可手続きを経た上で、
改正条例の施行を行う。

鮮魚市場

12～1月（予定）
要領等（案）を作成
※養殖魚に限定

2～3月（予定）
要領等（案）について
市場関係者と協議

改正条例の施行に
合わせて要領等施行